

健発0201第1号  
令和4年2月1日

各〔都道府県知事  
市町村長  
特別区区長〕殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

### 地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正について（通知）

地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条第1項及び第3項の規定に基づき、地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第24号）が本日告示されたところであるが、この告示による地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号。以下「指針」という。）の改正の趣旨及び主な改正の内容は下記のとおりであるので、下記を踏まえ、各自治体においては、平時からの保健所の体制強化を含めた所要の取組を進めるとともに、貴管下市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知徹底をお願いする。

なお、保健所の体制強化については、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制の強化に係る地方財政措置等の施策を行っているところであり、今回の改正を踏まえ、各自治体において、着実に取り組んでいただきたい。

### 記

#### 1 改正の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症への対応では、保健所が健康観察や住民からの相談対応など重要な役割を担っているところ、感染が拡大した地域では必ずしも十分な体制が確保できず、大きな業務負荷が生じるなどの事態が発生し、感染症対策をはじめとする健康危機管理に係る外部人材の活用を含む人員の確保や、緊急事態に即時に対応できる全庁的な体制の整備の重要性が改めて認識された。

このような状況を踏まえ、感染症対応業務従事保健師の増員に係る地方財政措置や新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材（IHEAT）の確保等の感染症に関する保健所の機能強化や人材確保を中心とする施策を講じてきたところである。

これらを踏まえ、現時点において、保健所の機能強化や人材育成のための体制構築等の内容を地域保健対策推進の基軸とすべき事項として示すため、指針の一部を改正する。

なお、中長期的な観点からの地域保健行政のあり方については、感染拡大の収束後、この間の対応から得られた教訓及び成果を検証し、改めて指針の改正を検討する。

## 2 改正の内容

### (1) 広域的な感染症のまん延に備えた体制構築（第一の五及び第六の五の5関係）

今般の新型コロナウイルス感染症への対応で、感染症のまん延に備えた平時からの体制確保の重要性が改めて認識されたことを踏まえ、「地域における健康危機管理体制の確保」の項目に次の事項を追加する。

- ・ 都道府県は、広域的な感染症のまん延により十分に保健活動を実施できない状況を想定し、管内の政令市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条の市をいう。以下同じ。）及び特別区、他の都道府県並びに国と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、保健活動の全体調整、保健活動への支援、人材の確保、人材の送り出し及び受入れ等に関する体制を構築する必要があること。
- ・ 都道府県並びに政令市及び特別区は、平時から有識者が所属する教育機関、学術機関等と連携を図り、緊急的な感染症対応が必要となった場合の情報共有及び協力のための体制を構築しておく必要があること。
- ・ 都道府県、政令市及び特別区は、各管轄地域内での感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る疫学調査等による感染状況に係る情報の共有に努めること。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、患者、医療従事者等に対する差別的取扱い等の実態把握、相談支援、広報その他の啓発活動を行うものとする。
- ・ 大規模災害の発生に備える場合と同様、感染症のまん延にも備えて、都道府県及び市町村は地方公共団体間の情報収集等の保健活動の連携体制を強化し、また、国は、保健活動に資する人材の育成支援や保健師等の派遣のあっせん・調整を行う仕組みを構築すること。

### (2) 地域における健康危機管理の拠点としての機能強化（第二の一の2の（6）関係）

感染症対策に関し、地域における健康危機管理の拠点としての機能を強化するため、都道府県が設置する保健所においては、次の事項に取り組むことを規定する。

- ・ 国立感染症研究所、地方衛生研究所等の研究機関と連携の上、検査の精度管理に努めるとともに、HER-SYS等の統計情報管理システムを活用し、最新の科学的知見に基づく情報管理を推進すること。
- ・ 平時から健康危機の発生時における全庁的な人員配置及び職員の業務分担を検討するとともに、職員等に対し研修（新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材（IHEAT）に対する研修を含む。）等を必要に応じて実施すること。
- ・ 平時から管内の関係教育機関、専門職能団体等の地域保健に係る知見を有する人材が所属する機関との連携を図ること。
- ・ 健康危機管理に係る体制の整備に当たっては、その体制が保健所内の組織全般の運営に及ぼす影響の程度や健康危機への対応に要する期間等を考慮するとともに、地域保健対策の推進に支障を来すことがないよう配慮の上、必要に応じて国とも調整の上、健康危機管理に係る業務以外の既存の業務の縮小や当該業務の実施の順延等を検討すること。

(3) 専門技術職員の確保等（第三の一関係）

地域保健対策に係る人材確保のために必要な取組みとして、次の事項を追加する。

- ・ 国、都道府県及び市町村は、健康危機の発生に際して、保健所において専門的な業務を行うことのできる保健師等の専門技術職員の継続的な確保を図ること。
- ・ 都道府県及び市町村は、健康危機の発生時には全庁的な危機管理体制が組めるよう平時から準備を行い、地域保健対策の推進に支障を来すことがないように配慮すること。
- ・ 国及び都道府県は、広域的な健康危機の発生の際、地域の公衆衛生の実務知識や専門資格を有する人材に対して応援職員としての派遣等への協力を求め、平時から地域の関係教育機関、専門職能団体との関係の構築及び維持に努めること。

(4) 健康危機管理に関する研修事項の追加（第三の二関係）

健康危機管理に対応するための人材の資質の向上に係る取組みを促すため、都道府県及び市町村が実施すべき専門技術職員に対する研修及び自己啓発の内容に、「健康危機発生時における迅速かつ適切な対応を行うための危機管理等に関する事項」を追加する。

国及び都道府県は、健康危機発生時に応援職員としての派遣等への協力を求める人材に対して、危機管理等に関する研修を実施する旨を規定する。

(5) 人材確保支援計画の策定等に係る留意事項（第三の三の2関係）

人材確保支援計画の策定及びこれに基づく事業の実施に当たっては、広域的な健康危機発生時における連携又は協力体制の基盤形成も含めて留意すべき旨を規定する。

(6) 国立試験研究機関、地方衛生研究所等における調査研究（第四の五及び第六の六の1関係）

国立試験研究機関、地方衛生研究所等における調査及び研究について、政策課題を認識した上で課題設定及び分析評価を行うとともに、検査精度及び検査件数等の規模の双方の要請を満たすものとするとし、健康危機発生時等の緊急時にあっても十分な対応が可能となるよう平時から地域の試験研究機関等との連携に努める旨を規定する。

地方衛生研究所は、その機能強化を図るため、検査の精度管理の向上、HER-SYS等の統計情報管理システムの活用を行うことを追加する。

### 3 適用日

改正後の指針については、地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第24号）が告示された日（令和4年2月1日）より適用する。